

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案)に係るご意見ご提案に対する回答案

資料1-2

NO	項目	頁	内容	対応事項(回答文書)	計画反映事項	備考
1	計画の概要 計画の広報・周知	30	<p>防災、災害での福祉避難所に関して一文加えていただけるよう、お願いしたい。30ページに市民、地域への周知、情報伝達があり、障害のある人の理解、地域の役割、見守り、防災というのがあるが、計画期間中に自然災害など大きな避難を要する災害があった場合、福祉避難所をただ指定するだけで終わってはいけないと思う。避難所の運用に関して障害者支援の観点からどう関わっていくか触れていただけたらと思う。先日、避難所を見学する機会があつて場所は分かったが、実際の運用がどこに問い合わせても見えてこない。障害者の側にたった計画であつたら良いと思う。いつ災害が起きてもいいように準備を怠らないでいただきたいと思う。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。内部で調整しながら防災という文面を入れられるよう検討していきたい。</p>	<p>本計画に表記しませんが、福祉避難所の件については、危機管理防災課、福祉政策課等関連各課と連携しながら、その運営について研究していきたい。</p>	
2	計画の概要 計画の推進	31	<p>当事者・家族の立場から読み込んだが、計画をどう推進していくかがポイントとなる。31ページの図では、当事者の相談先は、長野市障害者相談支援センターになる。具体的にどこにあるのかとネットで調べたが、長野県社会福祉事業団、長野りんどう会、長野障害者生活支援協会、信濃の星の4箇所であつた。又、指定相談事業所はどこなのか、相談先は一番の入り口であり重要になると思う。ここがはっきり分らないと、障害の当事者が困ることになる。連携していくところでありながら、分かりにくいのが気になった。感想としては連携、連絡の言葉が多い。どのように推進していくか、どこどこ連携、どこどこ協議する言葉がでてくるが、これから掘り下げていくことと思うが、実際に具現化し実行するとなるとかなり難しい面があると思う。連携・連絡・協議が多く、ここが具体的にならないと計画のまま終わってしまい中々推進・実行にならなくなるのではないかと感じた。より具体的なものを今後検討いただきたいと思った。</p>	<p>指定相談事業所についてお答えする。障害者相談支援センターは、現在地区割りをしているセンターが8箇所ある。他に専門分野として、子ども、障害者虐待、障害者差別解消、地域移行の4箇所合計12箇所の相談機関を設けている。指定相談支援事業者は30箇所ある。(長野市障害福祉サービスガイド29年度版から) サービスガイドは市ホームページにPDFで掲載している。障害福祉サービス事業所は約350事業所ほどある。ホームページでお知らせするところまで、手が回らないのが正直なところである。事業所情報は、大事な情報なので内部で検討して、できるものからやっていきたい。</p>	<p>84ページ 第8章 地域生活支援事業 1. 必須事業 (3)相談支援事業 障害福祉サービスは専門性が高く多岐に分かれているため、それに合わせて相談窓口もたくさん設けています。それが逆に「相談先がわからない」という意見となっていると推測されます。相談窓口相互の連携を図り、どこの窓口に相談しても、相談者のニーズにあった相談先にスムーズにつながるようなシステム作りに取り組みます</p> <p>解りやすい相談窓口の啓発に努めます。</p>	
3	計画の概要 計画の推進	31	<p>どのようにサービスを受けていくかが一番のポイントなので、当事者・家族がどうしたら相談を受けられるのかを分かりやすくしてもらわないと、利用したい側がどこに相談したらいいか分からない。家族会に属しているが、利用の仕方が分からないとの声が多い。必要なサービスが障害者に提供できるよう、利用できるよう進めてもらいたい。</p> <p>利用の仕方について当事者・家族もサービスを受けるために学んでいくということですね。</p>	<p>利用するところの入り口について、分かりやすく改善していくように努めていくのでよろしくお願いいたします。連携は、障害者が中心にいて、その周りに支援する様々な機関がある。一つの機関では限られた支援しかできないが、関係する機関と連絡をとりながら一緒に支援をしていくというイメージである。言葉でいうと連携・協力ということになる。今日も委員さん方それぞれの立場で来てもらっているが、それぞれ役割があるので、情報を共有しながら支援していく、相談はそんな形でやっている。今の進め方を継続していく形になる。</p>	<p>84ページ 第8章 地域生活支援事業 1. 必須事業 (3)相談支援事業 障害福祉サービスは専門性が高く多岐に分かれているため、それに合わせて相談窓口もたくさん設けています。それが逆に「相談先がわからない」という意見となっていると推測されます。相談窓口相互の連携を図り、どこの窓口に相談しても、相談者のニーズにあった相談先にスムーズにつながるようなシステム作りに取り組みます</p> <p>解りやすい相談窓口の啓発に努めます。</p>	

NO	項目	頁	内容	対応事項(回答文書)	計画反映事項	備考
4			<p>公募で委員に応募したときは親の会の保護者として入っているが、9月から通信制の高校生の支援をしている。全員、精神疾患か発達障害がある。子どもたちが通っている高校では連携を始めたところで、長野市には何人か地区割りされている相談員がいるので、先ずそこへ連絡し、3年生だったらハローワークの方とか、障害者就業・生活支援センターの方とか、メンバーを全部変えながら集まる日程調整から入っていくが、これが連携だと思う。一人の子どもに対して関係する人が集まって情報交換してどうやって育てていくかを話すことが連携の始まりであるが、皆さん忙しくてつかまらない。20人いて、すべての子どもが福祉の相談につながっていないことを考えると、小学校・中学校の先生方に、このような相談員がいて相談できることを知っていただくのが良いと思う。家族が学ぶことも良いが、支える方々も学んでいただけるとありがたい。</p>	<p>養護学校とは連携ができているが、一般の小中学校にも発達障害の子どもがいるので、その辺りの連携はこれからの部分だと感じている。</p>	<p>73ページ 第6章 障害児福祉サービスの充実 1. 障害児の支援</p> <p>障害のある児童、早い時期から必要な支援を受けられるよう、その家族への支援体制を築くことが極めて重要です。このことから、関係機関等との連携を促進し、障害のある児童の家族に対する相談・支援体制の充実を図ります</p>	
5	障害福祉サービスの充実 就労支援	8 56~ 60	<p>法定雇用率を追加していただいた。重要だと思うが、市としてどういうふうに取り組むか、もう少しわかりやすくできれば良いと思う。具体的に数字を示す等。法律で数字が変わっても簡単にはいかないと思うので、その辺りを市がどうやっていくか等。</p>	<p>雇用に関しては、障害者の雇用について理解のある事業者・事業主に、先ず障害者を理解いただき、たとえ障害があってもできる仕事がある、こんな配慮をすれば普通に働けるということを理解いただき、啓発することが大切と考える。理解ある事業所に行き始め、就労移行支援事業や、来年度から始まる就労定着支援事業を連携して、就職しても長続きしないという現実も聞いているので、職場に馴染んで定着してもらうところから法定雇用率を上げていく手法になるかと思う。</p>	<p>56ページ 一般就労を目指す障害者が適切な支援を受け、一般就労につながっていくよう、就労移行支援の利用を促進するための周知・啓発に努めます。また、障害者雇用について、ハローワーク等と連携し、雇用先の開拓や障害者とのマッチングの促進、障害者の職域拡大、障害の特性等に応じた適切な職業訓練が受けられるよう支援に努めます</p> <p>59ページ 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、当事者自身の生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います</p>	
6	その他 優先調達	99	<p>施設のほうからはなかなか優先調達で増えてきている感じが無いとの声が聞こえてくるので、実感を持てるような取り組みを是非お願いしたい。</p>	<p>法定雇用率に関しては、精神障害者も入ってくるので若干伸びてくるかと思う。優先調達は96ページにあるとおり、目標を定め障害者の働く施設からの調達を進めている。</p>	<p>99ページ 優先調達の達成率を記入</p>	
7	計画の概要 権利擁護	29	<p>連携の他に気になっている言葉に、啓発や啓蒙、周知がある。学校現場にお知らせがあれば、必要なところに啓発情報が届くように考えてほしい。差別の解消も啓発が大切。企業や団体、地域の啓発が必要になっている。どのようにやるのか分からないが、これから考えていただきたいと思う。 31・40ページの図は鮮明に願います。</p>	<p>これからは、子ども、高齢者、障害者などの区別なく地域共生社会を目指す方向が国から出ている。障害福祉サービスの事業所に子どもが行ったり、介護の必要な高齢者が行ったりするような形が広がっていくような方向かと思う。住民自治協議会の皆さんは地区の見守り事業をやってもらっており、障害者だけでなく子どもから高齢者、障害者を含めて支援の必要な方を支援していく、そんな形になってくるかと思う。</p>	<p>98ページ 第9章 その他の事項 (2) 障害を理由とする差別解消の取組み</p> <p>また平成28年6月から、事業の一部を「障害者差別解消サポートセンター」に委託し、市内の教育機関や企業等への差別解消に向けた周知・啓発に努めています</p>	

NO	項目	頁	内容	対応事項(回答文書)	計画反映事項	備考
8	地域生活支援事業 自発的活動支援事業	82	前回の審議会で自発的活動支援を知って、自発的に申請しようとしたが設立5年の条件があった。立ち上げたばかりの団体のほうが支援してほしいと思うので、今回の計画には及ばないが、5年の縛りを減らしてもらいたいと思った。	思いは分かる。これら市の単独事業は、国や県の補助を受けずに行っている事業なので、すぐにということはいかないが検討させてほしい。	本計画には表記しませんが、障害者余暇活動支援事業については、各団体の状況や事業実績等を踏まえ、今後研究していきます。	
9	地域生活支援事業 自発的活動支援事業	82	81ページの地域生活支援事業の中で自発的活動に支援事業があり、障害者、家族、地域住民に補助金を交付するとあるが、自発的という程度活発な地域に限られてくるかと思う。障害の有る方はいろいろなところにいるので、住民自治協議会も区長さんが大変だとの声もあるが、連携となると障害者理解は地域住民の理解がないと、いくら地域移行と言っても程度の問題があると思う。自発的というよりは、ほぼ強制的にみたいなのがあってもいいかと思う。意見としてお聞きいただければと思う。	これからは、子ども、高齢者、障害者などの区別なく地域共生社会を目指す方向が国から出ている。障害福祉サービスの事業所に子どもが行ったり、介護の必要な高齢者が行ったりするような形が広がっていくような方向かと思う。住民自治協議会の皆さんは地区の見守り事業をやってもらっており、障害者だけでなく子どもから高齢者、障害者を含めて支援の必要な方を支援していく、そんな形になってくるかと思う。	82ページ 第8章 その他の事項 (1)理解促進研修・啓発事業 障害者週間啓発事業やタウンミーティング、障害児発達支援研修・啓発事業に取り組み、同時に広報による周知啓発を行っています。地域共生社会の考え方のもと、障害者への理解を促すための事業を引き続き行います。	
10			連携は大事。現実問題、小学校・中学校は相談先が多すぎるので混乱している。巡回相談員として市内6箇所の小学校に入っているが、支援会議、保護者懇談、医療コーディネーターが入ったり、発達支援の人が入ったり大変である。しかし、一番心配しなくてはならないお子さんの保護者が拒否する。相談したくないとか、保護者が学校に行ったとき辛い目にあって学校不信で話すこともできない状況がある。先ほど高校でまったく支援を受けてこなかった子どもがいるというのは支援を拒否してしたケースではないか。教育委員会とも相談されて、今どんな相談支援の窓口があって、そこからどちらに絞っていけばいいか、学校や相談員とのかかわりを拒否するような保護者とどんな形でつながりを持つか…。子どもが劇的に良くなったケースもある。そこにはペアレントトレーニングというのを病院で用意していて、親の子どもへの接し方を変えることができた。ただ言葉で言っても、子どもの本心ではないことが分かっている。一歩我慢して子どもを見守ることで親子関係が良くなり、学校生活も安定したとのことである。保護者支援も大事、発達支援センターでもやってみるとありがたい。人をどうやって育てるか、サービスが広がっており、事業者も増え、対象の子どもも大人も増えている。関わる人も増えていくので、その方たちの専門性や知識があるかということは、相当な研修を積まないと身に付かないと思う。一人の不祥事を出さないための研修をして、頑張ってもらいたい大きな課題であった。関係者を育てる研修も位置づけていただけたらと思う。	市では発達支援あんしんネットワーク事業をこども未来部で始めた。発達障害児を育てたことのある方(ペアレントメンター)を招いて話をさせていただくとか、特別支援の専門の保育士を交えて地域で発達支援会議を、保健センターごとに会議を持って関係機関と連携して対応していく形ができた。数年前までは、発達障害への支援がなかった。これからは市としても力を入れていくので支援を受ける方、拒否された方にも支援のアプローチをしていきたい。	33ページ 第2章 計画の概要 8. 計画の推進 (8)福祉人材の育成推進 適切なサービス提供に資する職員の資質の向上に努めます。 の中で対応していきたい。 「ペアレントトレーニング」については、今後その有効性について、「障害ふくしネット」の中で研究をしていきたい	
11			ペアレントトレーニングの話が出たので、身近で関わっている高校生の小さなころの書類を見ると、育てにくかった、受け止められなかったと、幼少期の母親の育てにくい思いを保健師さんなり、誰かが受け止めてくれて、どう育てたらよいかについて、以前保健所に提案したことがあったが、長野市ではやらないとの返事だったので、個人的にやってきた。どう育てたらよいか、具体的な方法を伝えることで、小学校で出会う先生や、人に相談すると良かったなどの経験があると相談する気持ちになれると思う。計画には入らなくても関係の皆さんの中で進めていただけたらありがたい。	縦割りの行政でも、支援は横のつながりで進めていく。	本計画には表記しない。左記回答のみとする。	

NO	項目	頁	内容	対応事項(回答文書)	計画反映事項	備考
12	計画策定 発達障害	22	22ページの発達障害児の数字が少ない。文科省の資料では全児童生徒の4%に学習障害があるとされている。長野市が少ないのは学習障害と診断できる医師が少ないと思う。逆に自閉症は全人口の1%と言われており、長野市はかなり多い、本当にそうなのか、ADHDも増えているのもっと多いはずである。診断できる医師が少ないこと、若しくは学習障害の子どもが二次障害を持つことによって、不適切な行動を起こすことで自閉症やADHDではないかと捉えられている。その子の困り感は何であるのか、学校現場も研修をしていかなければならない。子どもが心配で病院で発達検査を願いますと半年かかる。心配で相談したい人があふれている。医療の連携で困っている人が減るのではないと思う。	正式な診断からの数値ではないので、学校の先生方の感じ方だと思う。発達障害では、自閉症スペクトラム障害の診断名がとて多。一人ひとり状態が違うので、相談支援では、同じ診断名でも十人十色の対応をしなければならぬのが現状である。更に知的障害が入っている人もいるので、また違った対応が必要となる。現場の相談員はいろいろ勉強しないと対応できないのが現状である。	21ページ 2. 障害者の状況 (9)発達障害 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（平成24年2月～3月調査 文部科学省調査）について表記	
13	計画策定 特別支援学級	23	23ページの特別支援学級の児童生徒が増加している原因は何か。	支援が必要な障害児に対して、広く支援ができる体制が教育現場で整ってきたので増えているものと思う。	本計画には表記しない。左記回答のみとする。	
14	計画策定 特別支援学級		施設から地域への移行の流れ、親の意向もある特別支援学級の在籍者数は最近多くなっていると聞く。専門性からいうと特別支援学校との連携が必要かと思う。また学校を卒業したあと社会に出たとき、同じ障害者同士の絆、成人してからの同じ障害を持つ者、日常生活で救われる部分が強くなるかと思う。子ども同士の学級と支援学校の交流も必要ではないか	特別支援学校は基本的には療育手帳を所持する子ども、比較的重度の子どもが行く。学校では、特別支援学級のほか、通常のクラスでの教育を受けながら、必要な時だけ特別の支援を受ける児童もいる。	本計画には表記しない。左記回答のみとする。	
15	計画策定 特別支援学級		軽度の子どもだけでなく、重度の子どもも親の意向で支援学級に属するケースもあるかと思うので、その辺はケアが必要かと思ひ質問した。	特別支援学校の先生との話の中で提案していきたい。高等部を卒業された方の7割の人は福祉施設の就労継続B型とかに勤める人が多い。	本計画には表記しない。左記回答のみとする。	